

## 1. 関係機関等との連携

障がい者の地域生活への移行や一般就労への移行を進めるためには、地域のさまざまな関係機関・団体との連携が不可欠であるため、地域自立支援協議会を中心にハローワークや高齢・障害者雇用支援センター、企業や事業所などの就労に関わる各種団体・機関や医療機関などの保健医療の専門機関、サービス事業者、障害者団体やボランティア、自治会などの地域組織などのさまざまな関係機関・団体との連携・協働に努めます。

## 2. 計画の進捗管理

各年度において、サービス見込量などについての達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。点検・評価は地域自立支援協議会などの外部機関からの意見反映に努めます。





## 1. 近年の主な法整備

### 1. 発達障害者支援法の成立

平成16年12月に、従来の身体障がい、知的障がい及び精神障がいという3つの枠組みでは適切な支援が難しかった自閉症<sup>\*</sup>、アスペルガー症候群<sup>\*</sup>などの発達障がい<sup>\*</sup>のある人に対して、その定義を明らかにするとともに、発達障がい<sup>\*</sup>を早期に発見し、生活全般にわたる支援体制の構築を図るため、「発達障害者支援法」が成立し、平成17年4月に施行されました。

### 2. 障害者雇用促進法の改正

平成17年6月に、障がいのある人の雇用機会の拡大を目指し、福祉施策と雇用施策の有機的連携、精神障がいのある人に対する雇用対策の強化や在宅で就業している障がいのある人への支援などを内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成18年4月に施行されました。これにより、法定雇用率<sup>\*</sup>の算定対象に、新たに精神障がいのある人が加えられました。

### 3. 障害者自立支援法の成立

平成17年10月に、サービスの提供主体を住民に身近な自治体である市町村に一元化するとともに、身体・知的・精神といった障がいの種別に関わらず、共通の制度によりサービスを提供することなどを内容とする「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月に施行されました。（一部は平成18年10月施行）

### 4. 学校教育法の改正

平成18年6月に、障がいのある生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育<sup>\*</sup>」の制度化等を内容とする「学校教育法」の改正が行われ、平成19年4月に施行されました。

### 5. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）の成立

平成18年6月に、高齢者、障がいのある人等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が成立し、平成18年12月に施行されました。

### 6. 障害者基本計画の後期の重点施策実施5か年計画の策定

平成19年12月に、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）の後期の「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）が策定され、「啓発・広報」、「生活支援」など8分野にわたる重点施策と達成目標が定められました。

### 7. 障害者の権利に関する条約の署名及び発効

平成20年5月に、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が発効しました。日本は、この条約に平成19年9月に署名を行っており、国においては、条約の批准に向け、国内法の改正等の検討が進められているところです。

### 8. 障害者自立支援法の改正

平成22年12月に、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間における障がいのある人等の地域生活を支援するため、障害者自立支援法が改正されました。同改正において、利用者負担の見直し（応能負担を原則に）、発達障がい<sup>\*</sup>が障害者自立支援法の対象となることの明確化、相談支援体制の強化などが規定されました。

### 9. 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定

平成23年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。障がいのある人に対する虐待の防止に係る国や自治体の責務等が定められました。

### 10. 障害者基本法の改正

平成23年7月に、障がい者支援の基本原則などを定めた「改正障害者基本法」が成立しました。障がいのある人の就職や教育などあらゆる機会での差別を禁じた「障害者の権利条約」批准に向けた、国内法整備の第1弾と位置付けられます。

## 2. 総社市障害者施策推進協議会条例

平成18年6月27日

条例第27号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者に関する施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議させるため、総社市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 障がい者及び障がい者の福祉に関する事業等に従事する者
- (3) 学識経験のある者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、前条第2項第1号及び第2号の委員は、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年総社市条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

### 3. 総社市障害者施策推進協議会名簿

任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
関係行政機関 の職員	総社市教育委員会教育長	栗田 交三	
	岡山県倉敷児童相談所長	山浦 浩一郎	
	岡山県備中保健所長	阿部 ゆり子	
	倉敷中央公共職業安定所総社出張所長	浦上 良巳	
障がい者及び 福祉関係従事 者	社会福祉法人総社市社会福祉協議会会長	風早 昱源	
	総社市民生委員児童委員協議会会長	森 茂	
	総社市身体障がい者福祉協会会長代理	脇本 晃	平成23年12月1日～
	総社市手をつなぐ親の会会長	小川 正雄	
	NPO法人あゆみの会理事長	高木 光恵	
学識経験者	岡山県立大学保健福祉学部准教授	村社 卓	
	藤井整形外科院長	藤井 慶祐	吉備医師会会長

※順不同

## 4. 総社市障がい者千人雇用推進条例

平成23年12月19日

条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、障がい者千人雇用の推進に関し、基本理念を定め、市、事業主、商工会議所等（以下「事業主団体」という。）の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、障がい者をはじめ全ての市民が生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 障がい者千人雇用の実現のための雇用の促進と就労の支援は、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられるものでなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、障がい者の雇用の促進と就労の支援を国、県、事業主、事業主団体及び民間の団体と協力して実施するものとする。

2 市は、積極的に公共施設等のバリアフリー化を推進するものとする。

3 市は、自ら率先して障がい者の雇用に努めるものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、障がい者一人ひとりの特性について理解を深め、その特性に配慮した雇用管理、施設・設備の新築、改修及びバリアフリー化並びに災害時の避難対応を行うなど、障がい者が働きやすい職場環境を整備し、障がい者の雇用の拡大に努めるものとする。

(市と関係がある事業主の責務)

第5条 市と契約を締結し、市の補助金の交付を受け、又は市の公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）について指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）の指定を受け、若しくは指定を受けようとする事業主は、市税その他の貴重な財源で賄われる契約代金若しくは補助金を受領し、又は市の事務及び事業の一部を担うことから、その事業活動を通じて市の施策の実施に協力する責務を有するものであって、その雇用する労働者の数に対する障がい者である労働者の数の割合を高めるよう、進んで障がい者の雇用に努めなければならない。

(事業主団体の責務)

第6条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進のために必要な情報の提供及び助言に努めなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、障がい者の特性の理解を深めるとともに、市が実施する障がい者の雇用促進と就労支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(特例子会社設立の支援)

第8条 市は、事業主が行う障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項に規定する子会社の設立に当たって支援を行うものとする。

(就業及び生活上の支援)

第9条 市は、法第34条に規定する障害者就業・生活支援センター、社会福祉法人総社市社会福祉

協議会その他関係機関と連携して、障がい者が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助を市内で実施する事業者に対し、支援を行うものとする。

（障がい者支援施設等からの物品の買入れ等）

第10条 市は、障がい者支援施設等（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所をいう。以下同じ。）において生産活動に従事する障がい者の就労の支援のため、自ら率先して障がい者支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

- 2 市は、障がい者の雇用に積極的に取り組んでいると認める事業主に対して、市等との契約に当たって、一定の条件を定めて、有利な取り扱いをすることができる。

（啓発活動の実施）

第11条 市は、国、県、事業主団体及び民間の団体と協力して障がい者の雇用と就労、施設のバリアフリー化に関し、事業主及び市民の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

（顕彰）

第12条 市は、障がい者の雇用に関し、特に優れた取り組みをした事業主の顕彰を行うものとする。

（障がい者千人雇用委員会の設置）

第13条 市長は、障がい者の雇用の場の創設及び拡充、障がい者の雇用促進と就労の安定化を目指し、必要な助言、提言を得るため、総社市障がい者千人雇用委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、20人以内とする。

- 3 委員は、委員会の目的に賛同し、目的の達成を担う一員として積極的に活動する団体・機関等に所属する者のうちから、市長が委嘱する。

- 4 委員の任期は2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、委員会に有識者等を委員として参画させることができる。

（その他）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（関係条例の一部改正）

- 2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中障害程度区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

障がい者千人雇用委員会委員	5,900		
---------------	-------	--	--

（検討）

- 3 市長は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 5. 障がい者雇用に関する各種協定書

### 「福祉から就労」支援事業に関する協定書

総社市（以下「甲」という。）と倉敷中央公共職業安定所 総社出張所（以下「乙」という。）は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者、障がい者及び日系外国人等の就職困難者（以下「支援対象者」という。）に対する就労支援について、次のとおり協定を締結する。

#### 1 目的

本協定は、甲と乙との緊密な相互連携と協働に基づく就労支援を実施することにより、支援対象者の早期再就職による経済的自立の実現を図ることを目的とする。

#### 2 取組内容

- (1) 甲と乙とは、支援対象者の就労支援に関して、両者の役割分担と相互の連携・協力の方法を明確にするとともに、支援対象者の就職等に関する目標を定める。
- (2) 甲と乙とは、目的達成のための具体的な実施計画（別紙）により、支援対象者に対する効果的かつ効率的な就労支援を行う。
- (3) 甲と乙とは、支援対象者に対する就労支援の状況について、相互に情報提供し、共有化することにより、目標の達成に向けて一体的に取り組む。
- (4) 甲と乙とは、毎年度、事業の実績の把握及び評価を行い、必要な見直しを行う。

#### 3 協定書の見直し

甲又は乙のいずれか一方から、協定の内容又は年度計画の変更について申し出があったときは、その都度協議のうえ、適切に対応する。

#### 4 その他

この協定に定めのない事項又は内容に疑義等を生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲 乙それぞれ署名、押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年 5月25日

甲 総社市中央一丁目1番1号  
総社市  
総社市長 片岡 聡 一

乙 総社市中央三丁目15番地111  
倉敷中央公共職業安定所  
総社出張所長 浦上 良 巳



## 障がい者雇用の推進に関する協定書

障がい者の社会参画と自立支援を推進するため、総社市（以下「甲」という。）と総社商工会議所（以下「乙」という。）は、障がい者雇用の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、障がい者の社会参画と自立支援を推進する必要があるとの認識を共有し、乙に属する会員企業（以下「会員企業」という。）における障がい者雇用推進のための協力について定めることを目的とする。

### （情報提供）

第2条 甲は、会員企業における障がい者雇用への取組が円滑に進むよう、会員企業に対して、障がい者雇用に当たっての国等からの支援策や企業の先進事例等に係る情報提供を行うものとする。

### （相談）

第3条 乙は、会員企業が障がい者雇用に関する相談を必要とする場合には、甲に対して会員企業を紹介し、甲は、これに積極的に対応するものとする。

### （支援）

第4条 甲は、会員企業が障がい者雇用を行う場合には、できる限りの支援を行い、その際、乙は甲に対して必要な支援を行うものとする。

### （疑義）

第5条 この協定に関する疑義や定めのない事項については、甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年10月12日

甲 総社市中央一丁目1番1号  
総社市  
総社市長 片岡 聡 一

乙 総社市中央六丁目9番地108  
総社商工会議所  
会頭 清水 男

## 障がい者雇用の推進に関する協定書

障がい者の社会参画と自立支援を推進するため、総社市（以下「甲」という。）と社会医療法人 全仁会 倉敷平成病院（以下「乙」という。）は、障がい者雇用の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、障がい者の社会参画と自立支援を推進する必要があるとの認識を共有し、介護・医療分野における障がい者雇用推進のための協力について定めることを目的とする。

### （協力内容）

第2条 甲及び乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）乙は、甲の障がい者千人雇用の取組の趣旨に賛同し、総社市在住の障がい者を雇用する。

ただし、乙による取組に関わらず、勤務に必要な条件を満たす者がいないと認められる場合には、この限りではない。

（2）乙は、前号の取組による障がい者の介護・医療分野における雇用の状況や課題等について、甲に情報提供を行い、甲は、障がい者千人雇用の取組に役立てることとする。

（3）甲は、乙から障がい者雇用に関する相談を受けた場合は、積極的に対応するものとする。

### （疑義）

第3条 この協定に関する疑義や定めのない事項については、甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年10月31日

甲 総社市中央一丁目1番1号  
総社市  
総社市長 片岡 聡 一

乙 倉敷市老松町四丁目3-38  
社会医療法人 全仁会 倉敷平成病院  
理事長 高尾 武 男

## 6. 自立支援協議会の委員から寄せられた意見（一般）

### （就労について）

- ・ 就労移行支援の充実→市内で、職業能力適正検査とそれに基づく講座を受けたい（岡山まで行くのが遠い）。
- ・ 総社市内に各障がい者の職業能力適正検査、職業訓練校などのサービスがほしい。
- ・ 作業所の賃金を上げてほしい。
- ・ 「障がい者福祉のしおり」の（特定疾患医療受給者証）の部分に、就労部分の受給者証の説明を加えてほしい。
- ・ 就労の場所がもっとあった方がよい。
- ・ 働く力があっても、遠すぎて行けない場合もあるので、交通手段「雪舟くん」のようなバスや車がふえたら良いと思う。
- ・ 総社市にも就業生活支援センターのようなものが必要。就労に関しては、コーディネーターが必要。
- ・ 就労の場を増やしていただき感謝している。就労後や退職後のフォローもこれからは必要になってくると思う。
- ・ 千人雇用は、数より質を大切に考えていってほしい。自立支援協議会との連携が必要
- ・ 新しい事業所ができて一般の人には、情報が来ないので、何らかの形で、知ることができるようにしてほしい。
- ・ 高等部卒業後の日中活動系サービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）が少ない。
- ・ 障がい者千人雇用に向け少しずつ就労の場が増えてくることを、嬉しく思っている。それに伴いグループホーム、ケアホーム等ももっと増えていけばよいと思う。
- ・ 就労などの課題についても、専門的な検討も大切であるが、民生委員児童委員や福祉委員などの地域力の支援も大きな力になる。

### （福祉サービスについて）

- ・ 身体の人が利用できるショートステイ、デイサービスが市内にない。
- ・ 肢体不自由児（者）へのサービスがない。
- ・ 事業所を増やす。特に高梁川の西側地域に少ない。
- ・ 一度サービスの内容を決めたら変えないのではなく、ニーズに応じて柔軟にサービスの内容を変えていって欲しい。
- ・ 障がいの重い子どもが、保護者が入院等するような時に、利用できるショートステイの施設がもっとあるとよい。
- ・ 市内にグループホームが増えて欲しい。ケアホームも必要。

### （地域生活支援事業について）

- ・ 日中一時支援事業の支給量は、1ヶ月23日が上限ですが、就労している親の労働の実情と合っていない。本当に必要な人に必要な日数が出せるように、就労証明を提出してもらったり、くわしく聞き取りをしたりしていく。また、夏休み等は、就労していなくてもある程度日数が出せるような特別な措置も同時に必要だと思う。

- ・ 夏季休暇中の日中一時支援について、働いていない保護者の家庭が、他の月より多く利用できる制度（支援学校に通学する児童生徒のいる家庭は、夏季休暇中の保護者の負担が重くなるケースが多い）。
- ・ 地域生活支援事業も所得に応じて上限を設定してほしい（利用料）。
- ・ 移動支援の利用内容を、わかりやすく、地域で社会参加できやすいようにしてほしい。
- ・ 特別支援学校の保護者たちから「もう少し移動支援の利用可能範囲を拡大してほしい」という意見を聞く。
- ・ 移動に困難のある障がい児の通学通園の送迎や日常の移動手段に困難をきたしている場合が多い。
- ・ 移動支援について通勤、通学に利用できない。
- ・ 移動支援が充実すれば、余暇活動はもっと今より充実する。
- ・ 地域活動支援センターの存在がわかりにくい。
- ・ 聴覚障がい者の場合、例えばショートステイやヘルパーを利用しようという時に手話で対応できる人やところがない。

### （療育について）

- ・ 学童期（小学生）の障がいのある子どものための療育機関が増えたらという意見をよく聞く。
- ・ 発達障がいの子の早期発見をしているのに、訓練を受けることのできる児童デイサービスが少ない。
- ・ 多くの子ども達が、市外の場にある療育に通っている状態。
- ・ 児童デイサービスの受入れの人数が少ない。
- ・ はばたき園にてペックを受けているが、デイの定員がいっぱいと言われた。総社市に住んでいるのに、市内のサービスを受けられないのは大変もどかしく思う。
- ・ 発達障がい者・児の支援が明確に記載されていない。
- ・ はばたき園の受入れがもう少し多くなればと思う。

### （その他）

- ・ 障がいがあるだけでなかなか住む所もむずかしい（アパート等）。
- ・ 権利擁護が必要。成年後見制度利用の際、市の方の援助でもっと簡単に身近な人に後見人になってもらえるようになればよいと思う。
- ・ 権利擁護のこと、成年後見人のことについてもう少し、掘り下げる必要を感じている。市民後見人や法人後見人について、近隣市町村の取り組みなど色々研究したいと思っている。
- ・ 障がい者のための包括支援センターの設置。
- ・ 3障がい＋発達障がい児・者（主に青年期移行）への受け皿が必要。
- ・ 障がい者別にみると、精神障がい関係の支援に偏りを感じます。
- ・ 相談支援センターゆうゆうで、発達障がいの特化したプログラムの活動の場の提供について検討していく。
- ・ 24時間365日体制。
- ・ 相談支援の人員を増やし、同性の方に相談できるようにしてほしい。
- ・ 子育て、就労、就学、生活面の相談、すべてに携われる方が一ヶ所に集まっているような相談支援センターのようなものがほしい。

- ・ 相談しやすい体制になっていると思う。
- ・ 相談支援センターゆうゆうは、総社市にはなくてはならない相談機関になっていると思う。今後も発達支援センター的な役割を担ってほしい。
- ・ 山間部に住んでいたり、車が使えなかったりで、「ゆうゆう」まで相談にこられない方には「地域包括支援センター」で一部相談及び中継になっていただければ、いろいろお話できるケースもあるのではないかと思います。
- ・ 休日を含めて、24時間対応できる場所が必要。
- ・ どのサービスも片親世帯や、親が精神科にかかっている場合などは、優遇措置をお願いしたい。
- ・ ニーズ調査ももちろんだが、実務者レベル研修を行い、色々な課題や問題を出し合いそれを整理する研修会。
- ・ 市内の医療機関との連携。
- ・ 重度の身体障がいの子どもを受け入れる（医療行為のできる）事業所がなくて困っている人がいる。
- ・ 移動支援ボランティアの育成が必要だと思う。
- ・ 障がい者も健常者も差別することなく、地域全体で暖かくみてあげること。『偏見差別』をしないことが必要。
- ・ ひきこもり傾向にある16歳以上の人に対する具体的な支援も充実していけばよいと思う。
- ・ サロン活動（施設人材も考慮した）の推進充実と地域住民の協力（小地域での研修会開催など）が必要と思う。
- ・ 障がい者であることを地域でみとめてもらうことから支援の輪が広まってくると思う。地域の行事やサロンなどに積極的に参加することから、お互いを知りあう、理解しあえるようになる。地域住民の理解が深まってくることにより、地域での住まい、余暇活動など受け入れなどの支援が広がってくるものと思う。
- ・ 身近にいる方（ご近所の方）の障がいに対する理解（気持ち）が必要だと思う。
- ・ 障がいを持った児童が通える習い事があったらよいと思う（健常児と一緒にでは気疲れする）。
- ・ 災害が起きても、ろう者は情報確保がどうしても遅れる可能性も考えられます。
- ・ 市外への移動（病院受診等）が大変な人がいます。支援があれば医療中断の防止につながると思う。
- ・ 難しいと思いますが、相談員の増員（臨床心理士や保健師など別の職種も必要かと）ができればと思います。
- ・ 相談支援事業所がもっとあればよいと思う。
- ・ 行政は住民に見守りやサロン活動の充実を要請しながら、情報はプライバシーを理由に提供されない。
- ・ 発達障がい相談員もいるのではないのでしょうか？
- ・ 地域の人と一緒にコミュニケーションのあり方について考える講座があったらよい。
- ・ ひきこもっていて、作業所や地域活動支援センターとつながっていない人への、保健師などの訪問が必要。
- ・ 健常の子どもの場合の子育てとは、くらべものにならない苦労があるということ。それを理解したうえで、障がいのある子ども、大人が社会の一員として暮らしていくために必要なサービスをニーズに応じて考えて欲しい。
- ・ 障がい者本人の考えや意見を行政に伝えることができるような会（本人の会）。
- ・ 複雑多様化した課題やニーズが情報として拡散された状態で把握されている気がするため、

実務者間でそれらを集約し、自治体として課題解決を模索していくための優先度の共有を図るための研修会。

- ・ 地域自立支援協議会が抱えている課題は、地域住民の理解協力がなければ前進しないと思う。
- ・ 制度がすぐが変わって分かりにくいので、福祉サービスの説明会。
- ・ 色々な障がい（身体・精神・知的・発達）に対する啓発活動→市民の意識向上。
- ・ 障がいをもつ子の兄弟・姉妹の会の存在があったらよいと思う。→きょうだいにとっても同じ立場の理解者が必要。
- ・ 親亡き後の「孤独死」が心配。その時にヘルパーだけでは心もとない。
- ・ 相談窓口の場所、電話、ファックス等がよくわかる一覧表が欲しい。

## 7. 自立支援協議会の委員から寄せられた意見（事業者）

### （運営上の問題点等）

- ・ 総社市内において必要とされている事業に取り組む必要があるとは重々感じているが、グループホームを行うにしても市から援助等はない状況である。行政と事業所が互いに協力・協調してとりおこなうことが肝要である。また、具体的にサービスを提供する事業者が行いやすくなるよう、市からの援助を具体的に提示する必要がある。
- ・ 行動面や情緒面で問題のある利用者が増えると予測されるので、職員の確保が必要であるが人件費の点で難しい。
- ・ 利用者の数も増え、運営的には安定しているが、スペース的に手狭になっているため、環境を整える必要性や、さらに受け入れを拡大していく（サービス内容についても）必要性を感じている。
- ・ 一般就労から離職者等で人数が増えているが“契約”といった形より柔軟な対応（時間や手続きなど）を必要とする場合のケースが増えていくように思うので、柔軟な対応できる地域活動支援センターは必要だと思う。この形態の作業所が存続できるよう市の取り組みとして残していってほしい。
- ・ 事業者として、市全体への認知度がまだ低い。
- ・ 障がいのある方の地域生活を充実させていきたいと考えているが、運営面などを考慮しながら（グループホームやケアホーム）進めていかなければならず、思うように進んでいないのが現状。
- ・ グループホームやケアホームを新設するには、現在総社市で必要とされているかのリサーチ、総社市内でのネットワークを充実させる（行政機関だけでなく各事業所が協力して行う）、自立支援協議会や公的な協力が必要。

### （福祉サービスについて改善（強化）すべきところ）

- ・ 移動支援事業に関して、利用内容をもっと広げると余暇活動に広がりがあると思う。
- ・ 移動支援の柔軟な対応（通勤・通学の支援）。
- ・ 手帳や受給者証の更新手続きの簡素化。
- ・ 発達障がい者・児のサービス・相談窓口の拡大。
- ・ 福祉サービス費等対象外の施設への補助（障がい者（児）利用時）。

- ・ 医療ケアと福祉サービスの連携。
- ・ グループホームなどの設置促進，地域の方の理解の促進などの啓発活動。
- ・ 相談支援では，24時間サポートできるシステムと東西に分けた新体制。

### （福祉サービス以外について）

- ・ 余暇活動の場，就労施設。
- ・ 自宅はあっても，一人で生活できなくなる（親なき後等）という場合の各サービスの連携（居宅介護や日中の支援）。
- ・ 市職員をはじめ，公的機関・地域の方々の障がい者理解。
- ・ 福祉，病院，教育，行政，民生委員，地域で活動されている方が，地域の相談窓口，連絡窓口になる。
- ・ 最近では1,000人雇用の関係で多少就労の場も確保されてきているが，まだまだ就労の場も少なく，住まい（グループホーム，ケアホーム等）も少ない。
- ・ 日中活動の場も最近では就労，雇用等の方に目が行き過ぎ，総社市に障がいの重い方の日中活動の場がなく，倉敷や岡山にある事業所を利用しているのが現状である。

### （相談支援について）

- ・ 相談支援の場は，ひとつだけでなく複数ある方がよい。
- ・ 24時間体制で受けられる事を望む。
- ・ 相談支援センターゆうゆうについては，これができてから当事業所としてもいろいろ助かることもあり，非常に有効なものと認識している。
- ・ 相談支援では，今後サービス利用計画の作成の実施等で大変忙しくなると思うが，サービス利用の作成等の研修があればと思う。（県の研修はあるが…）

### （今後必要と考える取り組み等）

- ・ 事業所間の連携，利用者・児に関わる関係機関との情報共有，情報交換。
- ・ 障がい者千人雇用の取り組みはとてもよい事だと思う。ただ，本人が定着できる環境と支援を整えていくには，様々な課題が伴ってくると思う。書類等の簡素化や成年後見についても総社市独自の柔軟な対応ができるシステム・ネットワークが充実してほしい。
- ・ 自立支援協議会が現状理解や連携を深めるための役割を果たすべきであるし，市もそのことを十分認識し重要な組織として活用してもらいたい。
- ・ 千人雇用については大変意味のある取り組みとして考えているが，雇用と同時に考えなければならないことは多々置き去りにされている（たとえば生活の場やそれを支える人の問題など）。これらについても早い時期に対応すべきである。

## 8. 用語解説

### 【あ】

#### ●アスペルガー症候群

発達障がい的一种であり、一般的には「知的障がいが無い自閉症」とされている。

対人関係の障がいや、他者の気持ちの推測力、すなわち心の理論の障がいの特徴とされる。

#### ●インクルージョン

ソーシャルインクルージョンは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。特に教育の分野では、障がいの有無によらず、すべての子どもを包み込んで、一人ひとりの特別な教育的ニーズに応じて教育を行うべきであるという考え。

### 【か】

#### ●学習障がい（LD）

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論するなどの特定の能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な障がいを指す。

#### ●グループホーム

障がい者が、世話人から日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

#### ●ケアホーム

グループホームと同様に障がい者が共同生活を営む住居であり、重度の障がい者に対して、主に夜間に食事や入浴、排泄などの介護等を提供する。

#### ●ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

### 【さ】

#### ●自閉症

3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと。

#### ●ジョブコーチ（就労援助指導員）制度

障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（就労援助指導員）が職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善



するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がい者を理解し配慮するための助言などを行う制度。

#### ●心身障害者医療費公費負担制度

重度身体障がい者又は重度知的障がい者が必要とする医療を受けやすくするために、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部が助成される制度。

#### ●身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

#### ●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる人であることを確認する手帳。

#### ●精神障がい者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

#### ●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳。

#### ●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障がい者、精神障がい者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

#### ●その他の広汎性発達障がい

自閉性精神発達遅滞のこと。精神発達遅滞とは、全般的な知能の発達に遅れがみられ、社会生活にうまく適応できない状態のこと。発達期に低い知能がみられる場合をいう。

### 【た】

#### ●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

### ●注意欠陥多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

### ●特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## 【な】

### ●難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した者をさす。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

### ●日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

### ●ノーマライゼーション

常態化、正常化、標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することは異常（アブノーマル）であり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそが正常（ノーマル）だという福祉の理念。

## 【は】

### ●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

### ●バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

### ●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこ

と。一般民間企業の場合は、従業員56人以上が対象で、1.8%。

## 【ま】

### ●民生委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①常に調査を行い、生活状態をつまびらかにしておくこと、②保護を要するものを適切に保護指導すること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その機能を助けること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、などを職務とする。児童福祉法による児童委員を兼務する。

## 【や】

### ●ユニバーサルデザイン

障がいの有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい施設、製品、情報をデザインすること。

## 【ら】

### ●ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

### ●リハビリテーション

障がい者等を対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復させるために行う訓練、療法、援助。

### ●療育

障がい児が医療的配慮のもとで育成されること。

### ●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に交付する手帳。

# 総社市障がい者計画・第3期総社市障がい福祉計画

平成24年3月

---

編集・発行 総社市保健福祉部福祉課  
〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号  
電話 0866-92-8269

---